

1996年度 文教大学生生活科学研究所 公開講座記録

開講期間 平成8年7月6日(土)

13日(土)

テーマ 「消費者問題を考える」

ーかしこい消費者になるためにー

今日の社会において、私たちは「消費者」という立場を離れて日常生活を送ることはできない。時に、「消費者は王様！」などといわれることもあるが、実はその立場は相変わらず弱いものである。その弱みに付け込んで、消費者を脅かす力は後を絶たない。そんな中で、私たちはどのように身を守り、「賢い消費者」になることができるのか？この講座を通じて、そのための知恵とヒントを身につけていただきたいと思います。

第1回 7月6日(土) 1:00~2:30

「サラ金問題について」～高利の制限法理～

講師 石川 信 白鷗大学法学部教授

文教大学国際学部非常勤講師

1. はじめに ～借金の法律

- ・利息支払の自由(約定利率と法定利率)
- ・延滞利息と遅滞利息

2. 高利の制限

- ・利息制限法(昭和29年)
- ・出資法(昭和29年、昭和58年改正)

3. 制限超過利息の返還請求

- ・利息制限法の上限を超える利息の扱いは？
- ・サラ金二法(改正出資法、貸金業規制法)との関係は？

4. 最近の課題

- ・借主の高利対抗手段
- ・多重債務者の自己破産
- ・カードローンの金利問題など

第2回 7月6日(土) 2:40~4:10

「健康法について」

講師 佐伯圭一郎 文教大学教育学部助教授

高齢化社会を迎えつつある現在、「健康」は我々

の重大な関心となっている。「健康」をお金に換算することには、心理的な抵抗があるかもしれないが、「健康」と「病気」には、経済の側面も重大な意味を持っている。身体を健康を守り・増進するという部分に加えて、いったん健康が損なわれた場合への経済的な備えも重要になる。また健康の価値を重んじ、病気への不安の高いこの時代においては、「健康」を商品として取り扱うむきもある。しかし、いわゆる健康法、健康機器・食品等の中には、たぶんにいかがわしいものも存在していることも事実である。様々な健康法が取り沙汰されているが、安全で確実な健康法は、日頃の生活習慣を見直すだけで身につけられるのだ。老いを意識する前から、心身の健康の保持と増進につとめ、さらには健康の破綻に備える準備が必要となる。

①「健康」はお金で買えるか？

②健康法、健康機器・食品は有効か？

③毎日の健康習慣とは？

第3回 7月13日(土) 1:00~2:30

「悪徳商法について」～なぜだまされるのでしょうか!? その対策は!?～

講師 林 幸範 日本心理センター研究委員

1. 悪徳商法とは ～悪徳商法の特徴

- ・人をだます目的一詐欺は!?
- ・被害が高額である一株は!?
- ・手口が巧妙である一銀行は!?

◇悪徳商法と一般商法の違いは……!?

2. 性格とは

- ・自分が思っている特徴
- ・他人が思っている特徴
- ・性格検査の結果

◇性格とは「人間の総体=人間(個人)そのもの」

3. 性格と悪徳商法

- ・有名人に弱い

(CMになぜ有名人が出るの……)

・お金に弱い

(人間の業それとも現代が……)

・みんなに弱い (お隣もそのお隣も……)

・自分に弱い (自分だけは大丈夫……)

4. 悪徳商法にだまされない法

◇これという方法はない—人間はだまされるもの—できるだけ相談を

第4回 7月13日(土) 2:40~4:10

「PL (Product Liability: 製造物責任) 法について」

講師 坪井順一 文教大学情報学部教授

1. PL法の精神

①消費者の4つの権利

- ・安全であることの権利
- ・知らされるべき権利
- ・選べる権利
- ・意見が反映されるべき権利

②消費者保護の精神

- ・商品って何だろう
- ・誰のための商品か?

2. PL法の制定まで

①制定の経過

②アメリカのPL法と日本のPL法

3. PL法の基礎用語

①推定規定

②欠陥の定義

③製造物の定義

④開発危険の抗弁

4. 消費者の立場から

①被害にあったら

②被害にあう前に